邑楽町教育委員会会議録	
開会年月日時刻	令和8年8月24日(月)午後9時30分
閉会年月日時刻	令和8年8月24日(月)午後10時25分
開会の場所	邑楽町役場2階204会議室
その他	(1) 邑楽町学校給食費相当額補助金交付要綱について (2) 令和8年度邑楽町教育費補正予算について (3) 令和8年9月行事予定について (4) 長期欠席者等の状況について (5) 次回教育委員会について (6) その他
出席者	教　育　長　　小林　淳一 委　　員　　岡田　真幸 委　　員　　谷津　洋子 委　　員　　中村　郷志 委　　員　　橋本　明香
説明員	学校教育課長　　川島　隆史 生涯学習課長　　藤田　和良 教育委員会書記　　森本　賢太郎

議事録	
議長(小林教育長)	ただ今より、8月定例教育委員会を開会いたします。 まずはじめに、前回の議事録について、岡田委員、谷津委員にご署名お願いしたいと思います。 次に、今回の議事録署名人を決定いたします。岡田委員、橋本委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。 続きまして、教育長事務報告をいたします。 7月28日(火)の午後、給食センターにて学校給食運営委員会が開催されました。令和7年度の事業報告や収支報告、学校給食事業会計報告等について協議等を行いました。29日(水)には、第1回文化財保護調査員会議がありました。委嘱状交付の後、令和7年度文化財保護事業実施報告や令和8年度の文化財保護事業計画、教育委員会諮問の指定対象文化財等について協議を行いました。31日(金)の午後は、文科省と群馬県教育委員会が高崎のGメッセ群馬で開催した「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」をオンラインで視聴しました。8月3日(月)の朝は課長会議でした。5日(水)の午後は中野小、高島小、中野東小、邑楽中の学校運営協議会委員候補者を対象とした研修会を大会議室にて開催しました。講師は明星大学特任教授で文科省コミュニティスクールマイスターの朝倉美由紀先生でした。6日(木)の午後は邑の森ホールにて、中島彰子さんの邑楽町中央公民館芸術監督就任記念コンサートがありました。7日(金)の午後は、オンラインによる町教職員研修会がありました。総合教育センターの指導主事による「生成AIの活用と注意点」というテーマの研修会でした。10日(月)には庁議がありました。12日(水)の午後には、2026おうら祭り職員準備運営説明会に参加しました。16時からは熊本地震の災害派遣に赴く町職員の出発式に参加しました。17日(月)に課長会議がありました。18日(火)には、第43回全国少年少女レスリング選手権大会で第2位になった樋口碧大さん(休伯小3年)と8位に入賞した高島小5年の菅野悠彪さん(ともに邑楽ジュニアレスリングクラブ所属)の表敬訪問がありました。19日(水)は、邑楽町戦没者追悼式出席でした。21日(金)は全員協議会でした。23日(日)は2026おうら祭りでした。そして、24日(月)、本日のこの教育委員会議となっております。以上です。 ご質問ありますか。 ないようですので議事に入りたいと思います。

	まずお諮りします。5のその他(2)令和8年度邑楽町教育費補正予算については議会議決案件のため、(4)の長期欠席者等の状況については個人情報案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。 〔異議なし〕
議長(小林教育長)	異議なしと認めます。それでは、これらにつきましては非公開とし、公開案件審議終了後に協議します。 それでは、5その他(1)邑楽町学校給食費相当額補助金交付要綱について、川島学校教育課長より説明をお願いします。
学校教育課長(川島)	資料は会議要綱の2ページからになります。また別紙として、邑楽町学校給食費相当額給付金についての1枚紙も合わせてご覧ください。この2つの資料は、議会提出用の資料になっております。 まず、この交付要綱についてですが、学校給食費に相当する費用を自治体が補助するために、対象者や申請方法、支給手続きを定めたルールとなっております。保護者の負担軽減や子育て支援を目的に設置をしてございます。それでは各条文の中身について概要をお伝えいたします。まず第1条の趣旨になります。 趣旨は、保護者が負担する学校給食費相当額を補助し、経済的負担を軽くすることでございます。あわせて、子育て支援や教育環境の充実に繋げる考え方が示されております。 第2条の定義では、各用語の対象となる箇所が掲げられております。 第3条は補助対象者です。補助対象者は、一般的にその児童生徒の保護者です。条件として、町内に住所があることや、学校給食費や町の税金に滞納がないことなどが挙げられます。食物アレルギーや宗教上の理由、一時帰国や入院、不登校、町外の特別支援学校に在籍していることが要件となっております。なお、町外の私立学校等への通学については、授業料や給食費の水準も学校ごとに違い、自治体が一律に負担する基準を決めにくいことや、国の支援の対象も「国公立の学校給食」であり、私立学校等の児童生徒はこの給食費軽減事業の対象外となっているため、給付は行わない予定でございます。 第4条は補助金の額です。補助金の額は、学校給食費相当額を基準に決められております。5ページに各学校ごとの月額が明記されております。ま

	た月の途中での転入・転出などの異動等があった場合などを想定して、10日未満の場合には日割の金額に実際の給食が提供された日数を掛けて交付対象とするなど保護者にも配慮をしてございます。また他の制度で給食費支援を受けている場合はその分を差し引いた額とすることも明記をされております。 第5条は交付申請です。補助を受けるには、7ページの別記様式第1号の交付申請書兼請求書を提出していただき、年度末の支払いを予定をしております。また年度ごとに提出をしていただくことも明記をしております。 第6条は交付決定及び通知です。申請を受けた時は内容を審査し、交付するかどうかを決定します。その結果は、6ページの別記様式第2号の交付決定通知書や不交付決定通知書で申請者にお知らせします。 第7条は補助金の交付、第8条は交付の取消し、第9条は補助金の返還です。交付決定後は、補助金は保護者の指定口座へ速やかにお振り込みをいたします。また交付を受けた者が不正行為や不適当と認められたときは、交付を取消し、全部または一部の返還を求めることができると記載されております。また、5ページ最後の附則において、この要綱は今年度令和8年4月1日から遡及して適用しますと、記載がございます。また、別紙の1枚紙に記載がありますが、こちらの補助対象者は現時点で42名を予定をし、事業経費は216万1,500円を予定しております。こちら今回の9月補正予算に計上をさせていただいております。学校の内訳はご覧の通りとなっております。 また先日お話をさせていただいた、給食センターの栄養士が不在となっていることへの9月からのお弁当持参につきましても、要件に該当すればこちらの給付金の対象となりますので、ご承知おきいただければと思います。このことは先週行われた議会の常任委員会でも委員の方から同様の質問がありまして、回答をしてございます。 いずれにしましても、もう間もなくですが、2学期がスタートいたします。スムーズに開始ができるように、引き続き学校や給食センターと連携しながら、取り組んでいきたいと思います。私からの説明は以上でございます。
議長（小林教育長） 中村委員	説明が終わりましたが、この件に関してご質問ありますでしょうか。 基本的にこの金額は、休んだときに給食を食べないから、、それを補助するということが基本なんですか。例えば不登校で、1週間や1ヶ月でも。

学校教育課長(川島)	給食を食べなかった方は、停止届を出してもらっていますが、完全に給食を食べなかった方が対象になります。
中村委員	要するに無償化したことが原因であって、食べなかったからその分は逆にお返ししますということですね。
学校教育課長(川島)	無償化になったことに対して、不登校や宗教上の理由で食べられない代わりに、その分の食材費を補填するという意味合いです。
岡田委員	無償化にした財源はどこから来ていますか。国からですか。
学校教育課長(川島)	小学校部分は国から来ています。あとは特別支援学校の小学校部分は在籍数に応じて既に交付申請を上げております。 ただ、中学校は国で無償化に決まっていないので、その分は町の単費の費用になります。町で負担するということです。いずれ近い将来中学部分も無償化になるとは思いますが、現時点ではまだなっていないです。
岡田委員	サービスを受けなかったからその分を返金する。
中村委員	条件として、納税しなくてはならない。納税者に対して、公平を欠かないようにという細かい配慮でしょう。
学校教育課長(川島)	そうですね。郡内、館林も含めた近隣でも同様の取り組みはしていまして、ただその近隣によっては、例えば宗教上の理由は該当しない等、全部一律同じではありません。そこはこちらも精査させていただいて、このような該当項目を考えたところです。明和町と同じ基準になってまして、他の近隣に比べると結構手厚い該当になっています。
岡田委員	前は第2子が半額で第3子が無料でというのがありましたが、それが一律無料になったので全く活かされなくなった訳ですね。
学校教育課長(川島)	無償化になって、給食の提供を受けていない人に対し、同じような不公平感がなく恩恵を受けられるようにする。例えば、不登校の人でも、一般的には昼食は各家庭で用意してくれているわけで、その分のかかった食材費を補填するといった意味合いもあります。

谷津委員	学校に来ない不登校の子には月謝を戻すのかという話になる訳ですね。
岡田委員	それで約200万予算を取るわけですからね。
学校教育課長(川島)	そうですね。この216万1,500円のうち、小学校部分の67万6,500円については、国・県の補助がされております。
岡田委員	邑楽町の負担は88万と60万を足したものになるわけですね。
議長(小林教育長)	食べた分が無償になるっていうのが一番シンプルですけどね。そういうものとは違うわけです。宗教上の理由で食べられない、それでも家庭では食費として、お金を使っています。
学校教育課長(川島)	そういうことを前提として、みんながそうしているかというのは、そこまでは管理ができませんが、その分を補填するというような形です。
中村委員	嫌いだから食べなかったとか言い出すこともありそうですね。
谷津委員	証明書がないと受けられないということですか。
学校教育課長(川島)	そうですね。食物アレルギーについては。
谷津委員	診断書があるけど、不登校等の場合はどうなりますか。
学校教育課長(川島)	入院もそうですけれど、何らかの事情で不登校になっているという証明はあると思います。
岡田委員	宗教上の理由は証明のしようがないですよね。
議長(小林教育長)	宗教上、全然食べられない子もいますね。
岡田委員	食べられないのではなく、食べないんでしょうね。親が厳格なハラルだと。
谷津委員	逆に食べなければお金がもらえるという考え方もありますよね。

学校教育課長(川島)	こちらでも全く食べない場合に補助の対象となるので、一部でも食べるものがあったりとか、食べたりしたらこの給付金の対象にはなりません。
岡田委員	国から小学生が何名いるから、掛けるいくつで一律に来る訳ですよね。
学校教育課長(川島)	国の基準額が決まっていて、国に当町の在籍数で申請してございます。
岡田委員	給食を食べない子がいると逆にもらいすぎになる訳ですね。
学校教育課長(川島)	そうですね。
議長(小林教育長)	この件に関しましては、このとおりご承知いただければと思います。 次に(3)令和8年9月行事予定について、川島学校教育課長・藤田生涯学習課長より説明をお願いします。
学校教育課長(川島)	会議要項の8ページをご覧ください。学校教育課と各小中学校の9月の予定のうち、主なものを申し上げさせていただきます。9月1日(火)は小中学校の始業式です。同じく9月1日(火)から11日(金)までは9月定例本会議が行われます。このうち9月7日(月)、8日(火)は常任委員会が開催され、各課の係長以上が出席し決算の説明を行います。学校教育課は9月7日(月)の予定です。 9月2日(水)は後期学校経営訪問連絡会議が東部教育事務所で予定されています。9月3日(木)から4日(金)は邑楽中1年生の林間学校が予定されています。9月9日(水)から10日(木)は長柄小6年生の修学旅行、9月9日(水)から11日(金)までは邑楽中3年生の修学旅行、9月10日(木)から11日(金)は邑楽南中1年生の林間学校が予定されています。9月15日(火)は年長児が対象の就学児健康診断が長柄小で行われます。9月16日(水)は新任副校長・教頭研修が、9月18日(金)は就学児健康診断が中野東小で行われます。9月24日(木)は学校給食献立部会が、9月25日(金)は就学児健康診断が高島小で行われます。9月29日(火)から後期学校計画訪問が中野小で始まります。9月30日(水)は邑楽南中で体育祭が行われます。学校関連の9月の行事予定は以上となります。よろしくお願いします。
生涯学習課長(藤田)	続きまして生涯学習課です。9ページ・10ページになります。まず、左側の生涯学習係・文化財係です。1日(火)から11日(金)までは9月定例会です。そのうち8日(火)に生涯学習課が常任委員会で決算説明を行います。

	それから、中央公民館です。9月5日(土)、6日(日)はおうらフラフェスティバルです。今年は71団体、特別出演団体を含めると73団体が出演します。それから9月27日(日)は邑っ子フェスを行います。今年で5回目の開催となります。29日(火)に山本知事が来町されまして、未来構想フォーラムを行います。長柄公民館です。12日(土)から、農業体験教室ということで、長柄公民館によく通っていた子どもが農業者となって白菜の苗植え等を子どもたちに指導します。それから、高島公民館です。こちらは18日(金)、19日(土)に大人向けの陶芸教室を行います。そして図書館では9月26日(土)にレコードコンサートを行います。最後に体育館では9月16(水)にスポーツフェスティバルの実行委員会、17日(木)に職員説明会を行います。生涯学習課は以上です。
議長(小林教育長)	説明が終わりましたが、この件に関してご質問ありますでしょうか。
岡田委員	林間学校はどこで行いますか。
学校教育課長(川島)	林間学校は富士見町の赤城少年自然の家です。
岡田委員	修学旅行は京都ですか。
学校教育課長(川島)	そうですね。
岡田委員	宿代が高くなっているから大変ですね。
谷津委員	京都は特に高いですよ。
議長(小林教育長)	この件に関しましては、このとおりご承知いただければと思います。 次の(5)次回教育委員会の日程についてですが、事前に調整させていただいた結果、9月25日(金)の午前9時30分から開催予定とさせていただきました。こちらの日程でご異議ございませんでしょうか。 〔賛同の声〕 では次回の会議は、9月25日(金)午前9時30分から行うことに決定いたします。 つづいて、(6)その他について、皆様から何かございますでしょうか。

	〔あれば協議〕
議長（小林教育長）	事務局は何かありますか。
学校教育課長（川島）	学校教育課より１点報告いたします。 大泉町教育委員会より教育委員の異動について、特に資料はありませんので、口頭にて説明いたします。 秩父氏が令和8年7月30日付け指名を受け、教育長職務理者となりました。 以下、大塚委員、大野委員は変更はなく、もう一人については現状では欠員となっております。 報告については以上でございます。
議長（小林教育長）	ほかになければ、非公開案件に移りたいと思います。 それでは6その他の(2)令和8年度邑楽町教育費補正予算について、を議題とします。 〔以下非公開〕 次にその他の(4)長期欠席者等の状況について、を議題とします。 〔以下非公開〕 それでは、以上で8月の教育委員会会議を閉会します。 ありがとうございました。

会議録	
	以上の内容は、書記が記載したものであり、会議の内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。 教育長 委　員 委　員 書　記